

質 問 ・ 回 答 書

令和 8年 9月 25日

業 務 委 託 名 ： 道路パトロール業務委託

No.	質 問 事 項	回答
1	公告2の「道路補修工事の契約の履行を完了した実績」について、本市が発注した単価契約による道路補修工事（市内一円を対象とする年間契約で、令和7年度に履行完了したもの）は、該当する実績と理解してよろしいでしょうか。 また、舗装打換え工事、舗装修繕工事、道路整備工事（舗装・側溝等の改良を含む）も該当すると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	業務責任者の「道路補修工事において管理及び統轄等を行った実績」について、次の従事实績は該当すると理解してよろしいでしょうか。 (1) 本市発注の道路整備工事（舗装撤去・再舗装・側溝改良）で、現場代理人または主任技術者として従事した実績 (2) 本市発注の単価契約による道路補修工事で、受注者の技術者として従事した実績	(1)は該当しますが、(2) は該当しません。
3	業務責任者の実績を証する書類について、次のとおりご教示ください。 (1) 個別発注工事の場合、本市に提出した現場代理人等通知書（主任技術者の届出を含む）の写しを「実施体制表等」として提出してよろしいでしょうか。 (2) 単価契約による道路補修工事において現場代理人等の届出を行っていない場合、業務責任者本人が管理及び統轄等を行った実績を証する書類として、当該業務の契約書に加え、当社作成の実施体制表、作業指示書、完了報告書、打合せ記録等の提出でよろしいでしょうか。 上記では不足する場合、必要となる書類をご教示ください。	(1) について、「実施体制表等」は、現場代理人等通知書の写しではなく、当該工事の実施体制が分かる資料を添付してください。 (2) については不可となります。
4	業務責任者と巡視員の兼務は可能でしょうか。	可能です。
5	仕様書第5条第1項(5)の巡視員に求める「道路巡視に関する実務経験」について、道路工事（舗装・土木）の施工管理、道路維持補修等に従事した経験は該当するでしょうか。 また、該当する場合、その実務経験を証する書類をご教示ください。	該当しますが、4 入札参加資格確認申請・確認結果通知（3）提出書類②～④添付書類のとおり、入札参加資格確認申請時に巡視員の実務経験を証する書類の提出は不要です。
6	仕様書第5条第2項の巡視運用員に求める「道路管理に関する実務経験2年以上」について、道路補修工事、舗装工事等における現場代理人、主任技術者、施工管理その他道路維持管理に関する業務経験は該当するでしょうか。 また、その実務経験を証する書類をご教示ください。	該当しますが、4 入札参加資格確認申請・確認結果通知（3）提出書類②～④添付書類のとおり、入札参加資格確認申請時に巡視員の実務経験を証する書類の提出は不要です。
7	内訳書における道路パトロール54日は、履行期間を6か月とし、1か月当たり9日程度の実施を想定した数量との理解でよろしいでしょうか。 また、月ごとの予定日数及び具体的な実施日の決定方法をご教示ください。なお、54日は契約上の固定数量でしょうか、それとも実施実績に応じて変更・精算される数量でしょうか。	1か月9日の実施で、予定日および実施日は事前の打ち合わせにより決定します。54日は基本的に固定数量ですが、増減が生じた場合は協議の対象とします。
8	仕様書第6条に規定する9時から17時30分までの業務について、休憩時間30分を除いた実働8時間として積算されているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

9	内訳書の「土木一般世話役」は仕様書に規定する「巡視員」、「普通作業員」は「巡視運用員」を想定した積算でしょうか。1日1台・2名体制と理解してよろしいでしょうか。 異なる場合は、それぞれに対応する積算上の職種をご教示ください。	その想定で、1日1台・2名体制の認識で構いません。
10	仕様書第2条に規定する「24時間緊急連絡に対応できる体制」とは、電話等による連絡受付体制のみを求めるものでしょうか、それとも夜間・休日の現場出勤まで含むものでしょうか。 現場出勤を伴う場合、その労務費、車両費その他必要となる費用は本業務費に含まれるのか、別途協議・精算となるのかご教示ください。	仕様書第2条第1項より、24時間緊急連絡に対応できる体制（現場対応も含む）が必要です。また仕様書第8条（3）より、緊急時の対応は別途協議するものとします。
11	異常気象、事故、地震等による臨時の道路パトロールについて、通常の54日に含まれるのでしょうか。 54日を超える場合は、別途変更・精算の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	仕様書第8条（3）より、異常気象、緊急時、地震発生時等におけるパトロールは別途協議するものとし、内訳書には含まれません。
12	仕様書第4条第2項(2)に規定する道路パトロール以外の運転業務について、想定される回数又は時間があればご教示ください。 また、当該業務に要する労務費及び車両費は、内訳書記載の54人・54日の数量に含まれるのでしょうか。	土・日・祝及び夜間対応につきましては、緊急対応となりますので回数及び時間は想定しておりません。別途、協議で対応させていただきます。
13	道路パトロールに使用する車両について、内訳書記載の「ライトバン（四輪駆動）、乗車定員5名、排気量1.5L、ガソリン」が必須条件でしょうか。 同等以上の機能を有する車両であれば使用可能でしょうか。	同等以上の機能を有する車両であれば使用可能です。常温合材等、早急に修繕できる資機材が積込みできる車両です。
14	仕様書第11条の「乙所有の車両」について、乙名義で所有する車両に限定されるのでしょうか。 リース車両、長期レンタル車両等、乙が継続的な使用権原を有する車両についても使用可能でしょうか。	仕様書第11条の「乙所有の車両」とは、乙が所有権を有する車両を指します。
15	内訳書に記載されている「材料費 数量10掛」について、「掛」の意味、算出方法及び積算対象となる材料をご教示ください。	材料については、舗装のめくれ等で使用する常温合材として算出してください。
16	内訳書に記載されている「機械費 数量1掛」について、「掛」の意味、算出方法及び積算対象となる機械をご教示ください。	機械については、当て逃げ事故等に伴うポールの切断や常温合材時の転圧機械として算出してください。
17	仕様書第14条では応急処置に要する経費は甲の負担とされていますが、内訳書に計上する材料費及び機械費は、どの範囲の作業を想定した費用でしょうか。 また、第14条に基づき別途請求する応急処置経費との区分をご教示ください。	ポールの切断や常温合材時の転圧機械等、簡易に当日に安全性が確保できることが内訳書に記載している内容です。後日、改めて掘削等伴う場合は別途となり、協議となります。
18	落下物、倒木、動物の死骸等について、回収・処分が必要となった場合の処分先及び処分費用の負担区分をご教示ください。	夜間・休日の処分先については、本市の一時仮置き場とします。費用については、協議させていただきます。
19	措置に交通誘導員の配置を要する場合、その費用は仕様書第14条の応急処置経費として別途協議・精算されるとの理解でよろしいでしょうか。	別途協議させていただきます。
20	仕様書第7条(1)に規定するNETIS掲載技術について、どの機能又は業務に対してNETIS掲載技術を使用することを求めているのでしょうか。 また、情報連携システム又は舗装劣化診断システム自体がNETIS掲載技術である必要がありますでしょうか。	パトロール業務及び計測機能に対してNETIS掲載技術が必要になります。後段はお見込みのとおりで。

21	仕様書第2条に規定するスマートフォン及びドライブレコーダーについて、乙が準備するものとの理解でよろしいでしょうか。 また、機器費、通信費その他必要となる費用は、内訳書のどの項目に計上することを想定されていますでしょうか。	スマートフォン及びドライブレコーダーは乙が準備し、内訳書のシステム料の欄に計上をお願いします。
22	仕様書第2条の車載常備機材「スマートフォン及びドライブレコーダー」について、スマートフォン単体で前方映像の撮影及び路面計測を行う方式でも可としてよろしいでしょうか。	仕様書第2条より、スマートフォンとドライブレコーダーが両方必要です。
23	仕様書第7条(10)のIRI及びひび割れ率の計測について、スマートフォン等による簡易計測で足りるとの理解でよろしいでしょうか。路面性状測定車と同等の精度を求めるものでしょうか。	お見込みのとおりで、本格的な路面性状測定車の精度までは求めておりません。
24	道路パトロール日誌に使用する住宅地図について、乙が住宅地図の利用契約・ライセンス等を準備する必要がありますでしょうか。 その場合、当該費用はシステム料に含めて積算するとの理解でよろしいでしょうか。	住宅地図の利用契約・ライセンス等は乙が準備し、内訳書のシステム料の欄に計上をお願いします。
25	舗装の劣化診断については、毎月の道路パトロールの都度、走行する全路線についてIRI及びひび割れ率を計測する必要があるのでしょうか。 それとも、履行期間を通じて各路線について1回以上計測すればよいのでしょうか。	履行期間内において、1回以上の計測をしてください。
26	IRI及びひび割れ率の計測について、計測方法、計測精度、測定間隔その他指定する条件がありますでしょうか。	測定間隔は本市より任意の区間長を指定する見込みです。
27	本市が管理する市道の総延長及び路線数をご教示ください。 また、舗装劣化診断の対象も同一と理解してよろしいでしょうか。	路線数は1,123路線で総延長は206.112mです。舗装劣化診断の対象も同一です。
28	舗装劣化診断の中間報告について、現時点で想定している実施回数、実施時期及び報告内容があればご教示ください。	特に定めはないですが、契約後、年内1回はパトロールに応じて実施していただくことになります。
29	甲から提供される令和7年度舗装診断集計データについて、提供予定のファイル形式、データ形式、座標系及びデータ量をご教示ください。 併せて、令和7年度データにおけるIRI及びひび割れ率の算出方法、集計区間長、使用したシステム名（NETIS登録番号）をご教示ください。 また、令和7年度と異なる計測方式による比較でも履行とみなしてよろしいでしょうか。	ファイル形式：CSV 座標系：日本測地系2011 データ量：約16MB 集計区間長は回答番号26のとおりとし、使用したシステム名は「NETIS番号：QS - 170023」となります。 その他の項目については、「NETIS番号：QS - 170023」同等品以上としてください。 異なる計測方式であった場合でも、令和7年度と計測区間が一致していることが必須条件となります。
30	仕様書第18条に規定する「GISで閲覧できるファイル形式」について、Shapefile、KML、GeoJSON等、指定するファイル形式はありますか。	ファイル形式はShapefileになります。
31	仕様書第18条に規定するGIS成果品について、指定する座標系がありますでしょうか。 また、閲覧又は利用を想定しているGISソフトウェアがあれば併せてご教示ください。	座標系：日本測地系2011とし、本市が網羅されていることが条件となります。
32	内訳書の「システム料1式」について、情報連携システムの利用、舗装劣化診断、住宅地図利用、通信・クラウド利用、GIS成果品作成及び過年度比較等、本仕様書でシステムの利用に関連して求める業務に必要な費用を計上する項目との理解でよろしいでしょうか。 これら以外にシステム料として計上を想定している費用があればご教示ください。	お見込みのとおりです。
33	内訳書のシステム料については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の率計算対象外として積算するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

34	本業務において、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格の設定はありますでしょうか。	最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定はありません。
35	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、適用している積算基準、工種区分及び適用年月をご教示ください。	令和7年度国土交通省土木工事標準積算基準書で、工種は道路維持工事を採用しています。
36	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算定における対象額について、材料費及び機械費を含む直接費全額を対象とするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。